

## 令和4年度 福岡市居住支援協議会 定期総会 議事録

- 1 日時 令和4年8月2日(火) 14:00～15:00
- 2 場所 天神ビル 11階 11号会議室(福岡市中央区天神2-12-1)
- 3 出席者

所 属	氏 名	備 考
公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会	会長	加藤 龍雄 委 員
公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部	副本部長	宮本 英修 委 員
独立行政法人 都市再生機構九州支社	九州支社長	高原 功 委 員
福岡市住宅供給公社	理事長	田梅 雅彦 委 員
特定非営利活動法人 抱樸	理事長	奥田 知志 委 員
一般社団法人 家財整理相談窓口	理事	岩橋 ひろし 委 員
福岡市福祉局	局長	中村 卓也 監 事
社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	常務理事	満生 美保 副会長
	事業開発課長	栗田 将行 (専門部会長)
福岡市住宅都市局	理事	大場 真一郎 会 長
	住宅部長	大道寺 崇
	住宅計画課長	柿原 崇史 (事務局)

#### 4 議事要旨

発言者(敬称略)	内容
会長	○開会のあいさつ
事務局	○出席状況の確認
事務局	議題Ⅰ 福岡市居住支援協議会設置要綱改正について ○資料1「福岡市居住支援協議会設置要綱(改正案)」 内容説明  【意見・質問等なし】
事務局	議題Ⅱ 令和3年度 事業報告及び決算 ○資料2 「議題書(議題Ⅱ)」 ○資料2-1 「令和3年度 事業報告 1 住まいサポートふくおか」 内容説明 ○資料2-1 「令和3年度 事業報告 2 各事業等の実施」 内容説明 ○資料2-2 「令和3年度決算書(案)(住まいサポートふくおか)」 内容説明 ○資料2-3 「監査報告書」 内容説明  【意見・質問等なし】
事務局	議題Ⅲ 令和4年度 事業計画(案)及び予算 ○資料3-1 「令和4年度 事業計画(案) 1 住まいサポートふくおかの実施」 内容説明 ○資料3-1 「令和4年度 事業計画(案) 2 各事業等の実施」 内容説明 ○資料3-2 「令和4年度予算書(案)(住まいサポートふくおか)」 内容説明  【意見・質問等】
委員	国の補助金が大幅に減少しているのはどういった理由か。また、補助金はどこから出ているのか。
事務局	国土交通省住宅局からの補助金である。 全国の居住支援協議会やNPO等の居住支援法人が応募する補助金であり、1,000万円が申請の上限である。本市は昨年度まで900万円程度の配分を頂いていたが、今年度は応募数も多く査定が厳しくなり、緊急経済対策の追加配分も含め、300万円程度となった。年度末から年度初めにかけてそういった状況であったため、福岡市においても事業を縮小するわけにはいかないと判断し、住まいサポートに対する補助金として増額するに至った。
事務局	報告 令和3年度 共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業のモデル事業について ○参考資料7 「モデル事業パンフレット」 内容説明  【意見・質問等なし】
事務局	事務連絡 グッドデザイン賞応募について ○参考資料8 「グッドデザイン賞応募について」 内容説明

発言者(敬称略)	内容
委員	<p>【意見・質問等なし】</p> <p>【情報提供等】</p> <p>現在、生活困窮者と生活保護の生活困窮者自立支援制度の見直しが国の審議会で始まっており、8月10日に、私も居住支援について何が必要か参考人として話をする予定である。</p> <p>福岡市も一時生活支援事業を行っているが、2002年のホームレス自立支援法以降、生活困窮者の一時生活支援事業が、どうしてもホームレス対策の枠組みとして各自治体に認識されている。全国に1,300程度の自立支援事業所があり、1,000程度の基礎自治体が行っているが、実施率は36%で、制度の中では最も実施率が低い。自治体が実施しない理由としては、対象者がいないとしているのが6割近くである。対象者がいないとは、ホームレスがいないことを意味している。コロナ禍で明らかになったのは、野宿者でなく、いわゆる居住困難者が増加していることである。コロナの前年と比べると、住居確保給付金の申請が35倍程度となっている。今後、生活困窮者の領域で、ホームレス対策に留まらず、居住支援をどう考えるかを、委員として提案しようと思っている。</p> <p>一時生活支援事業という名称から、いかにも家がない人に、緊急的または一時的にどう支援するかになっているが、居住支援事業に事業名を変えた上で、家が無い人に家を提供するという、従来の一時生活支援事業の枠組みは、点の支援であるため、うまくカバーできなかった。そのため、2018年の改正時に、見守りができる地域居住支援事業を、一時生活支援事業を行っている自治体が増えることとなった。しかし、一時生活支援事業を行っている自治体が36%に留まっている。そこで今回は、厚労省とも話し合っているが、居住支援事業という大きな枠組みの名称に変えて、従来の一時生活支援事業と、増えていくのは誰の目にも明らかかな単身者、高齢者、単身障がい者など、一人での生活が難しい世帯に対する地域生活の見守り等で使える地域居住支援事業とし、一時生活支援事業を行ってなくても、居住支援事業として選択できるようにする。両方でも、どちらかだけでもいいが、地域居住支援事業の方が、これからニーズが高まっていくと思う。</p> <p>現在、日本の世帯分類を見ると、単身世帯が最も多く38%である。夫婦と子ども世帯が第2位だが25%しかいない。あるいは三世代の同居、サザエさん型は既に全体の7%のみである。家族がいる風景が地域にあると思っているが、実際は4割が単身世帯である。全ての仕組みをそこに合わせて変えていかなければならない。生活困窮も、経済的な概念だけではなく、単身世帯に焦点を当てた政策に変えていくのが現在のフェーズだと思う。そのため、生活困窮もどこまでいけるか分からないが、審議会では今回の改正で居住支援強化には反対する人はいないため、具体的にどういう手を使うかには意見が分かれるかもしれないが、ますます厚労省マターと国交省マターが一つになっていくフェーズに来ていると思う。更に、全世代型社会保障でも、住まい保障がメインの課題で出ている。その点も含め、日本の社会保障制度において、医療、介護、年金の3つの線で、最後に残った社会保障の領域が住まい保証ではないかと考えている。住まいの部分はどうするか点では、福岡市が一歩進んでいるため、一つの見本となる実践であろう。</p>
事務局	<p>市営住宅等においても、高齢化率が4割程度で、単身世帯も増加している。市としても国の審議会などの様々な動きを注視しながら、取組みを進めていきたいと考えている。</p>
事務局 事務局	<p>○事務連絡 ○閉会のあいさつ</p>